

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市小規模ケア施設(宅幼老所)支援事業補助金
補助事業等の目標	高齢者が住み慣れた地域において、自立した生活を続けるために、既存の民家等を利用した小規模ケア施設(宅幼老所)の整備を促進する。
補助事業等の対象者	<p><補助対象者> 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による通所介護サービス(以下「通所介護サービス」という。)を実施する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) おおむね 5 年以上安定した通所介護サービスを提供できる者 (2) 1 日につきおおむね 15 人以下の通所介護サービスを提供することができ、かつ、1 週間につき 4 日以上当該通所介護サービスを提供できる者</p> <p><補助対象施設> 補助の対象となる施設(以下「補助対象施設」という。)は、次の各号のいずれにも該当する施設とする。</p> <p>(1) 既存の民家等を利用して通所介護を行うための施設又はそれと同種の施設であると市長が認める施設 (2) おおむね 10 年以上通所介護サービスを提供するために使用することができる施設</p> <p>各号に該当する施設が、借家の場合にあっては、10 年以上の賃貸借が可能であり、かつ、改修に係る建物所有者の承諾が得られなければならない。</p>
補助対象経費	補助の対象となる経費は、補助対象施設を開設(移転を含む。)時の施設整備に要する経費に限る(設備整備に要する経費を除く。)
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>長野県地域福祉総合助成金交付事業の適用を受ける事業であって、補助金の補助率は、対象経費の 10 分の 8 以内とし、補助金の額は、7,500,000 円を限度とする。</p> <p>【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 16 年 4 月 1 日

補助事業等の 終了時期	平成 年 月 日
	【終期が3年を超える場合の理由】 小規模ケア施設(宅幼老所)の整備促進のため3年を超えて補助する事が必要。
情報の 公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補助金の交付を受けようとする者は、補助対象施設が借家の場合にあつては、10年以上の賃貸借が可能であり、かつ、改修に係る建物所有者の承諾を得たことを証する書類を規則に定められた申請書に添付し、市長に提出しなければならない。 補助金の交付を受けた者は、この交付規則の趣旨を十分に踏まえて事業を実施するとともに、市が必要に応じて行う立ち入り調査に協力しなければならない。
提出書類	10年以上の賃貸借が可能であり、かつ、改修に係る建物所有者の承諾を得たことを証する書類
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 高齢者福祉課 介護保険係

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正